

# 指定通所介護事業所

## デイサービスセンター緑苑重要事項説明書(二者)

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定 第0172900474号)

当事業所はご契約者に対し指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 目次

- 1.事業者
- 2.事業所の概要
- 3.事業実施地域及び営業時間
- 4.職員の配置状況
- 5.当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6.苦情の受付について

#### 1.事業者

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| (1)法人名   | 社会福祉法人旭川緑光会         |
| (2)法人所在地 | 北海道旭川市東旭川上兵村229番地の8 |
| (3)電話番号  | 0166-36-6332        |
| (4)代表者氏名 | 理事長 新川 喜三郎          |
| (5)設立年月  | 昭和57年12月23日         |

#### 2.事業所概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1)事業所の種類 | 指定通所介護事業所<br>※当事業所は特別養護老人ホーム旭川緑苑に併設されています。  |
| (2)事業所の目的 | 介護保険法令に従い、ご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、ご契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図ることを目的とします。 |

#### (3)事業所の名称

デイサービスセンター緑苑

- (4)事業所の所在地 北海道旭川市東旭川町上兵村229番地の8  
(5)電話番号 0166-36-6332  
(6)事業所長(管理者)氏名 村上 烈 二  
(7)当事業所の運営方針 ご契約者・ご家族にとって利用しやすく、安心と信頼関係が継続できるように、サービスの質の向上を図り、「明るく・温かく・優しいデイサービスセンター」をキャッチフレーズに地域に根ざし多くの方の在宅介護を支援出来る一翼を担えるよう研磨していくものとする。  
(8)開設年月 平成12年10月1日  
(9)利用定員 15人

3.事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 旭川市、東川町、東神楽町、当麻町

(2)営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(但し、12月29日～1月3日まで休業)
受付時間	月～土 午前8時30分から午後6時00分まで
サービス提供時間	月～土 午前9時30分から午後4時45分まで

4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職 種	常勤 換算	指 定 基 準
1.事業所長(管理者)	兼 務	1 名
2.介護職員	3 名	2 名
3.生活相談員	1 名	1 名
4.看護職員	1 名	1 名
5.機能訓練指導員	兼 務	1 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。  
週8時間勤務の介護職員が3名いる場合、常勤換算では1名  
 $7.97時間 \times 3名 \div 39.83時間 = 1名$ となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間：8時30分から17時45分 原則として2名以上の介護職員がお世話させていただきます。
2. 看護職員	勤務時間：9時00分から17時45分 原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	看護職員が兼務

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対し以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、下記の場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担していただくサービス

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

#### <サービスの概要>

#### ①入浴

入浴又は清拭を行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ②排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

#### ③機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

#### <サービスの概要と利用料金>

#### ①食費の提供

ご契約者に提供する食事費は、ご契約者の負担となります。

料金: 1回400円

当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体  
の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

(食事時間) 12:00~13:00

#### ②行事等材料費

ご契約者の希望により行事等に参加、又は余暇活動費(レクリエーション費含む)としてご  
負担いただきます。

利用料金: 行事等材料費として100円

#### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とす  
る場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき: 10円

④おむつ代

施設の紙おむつを使用した場合は1枚200円  
ご家庭で使用している紙おむつを持参してもよろしいです。

⑤日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただく  
ことが適当であるものにかかる費用を実費負担していただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあり  
ます。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までに説  
明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

(4)利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

- ①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、も  
しくは、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日  
の前日まで事業者申し出て下さい。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、  
取消料として下記をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当  
な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日まで申し出がなかった場合	自己負担相当額

- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望  
する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協  
議します。

## 6.苦情の受付について(契約書第20条参照)

### (1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情解決責任者

[職名] 管理者 村上 烈二

#### ○苦情受付担当者

[職名] 生活相談員 高桜 理抄 介護主任 根津 あゆみ

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:45～17:45

また、苦情受付ボックスを事務窓口に設置しています。

### 第三者委員(旭川市明るい施設をつくる運営協議会)

折戸 幹明(元福祉施設長)

電話番号 (0166)51-2382

尾崎 清(税理士)

電話番号 (0166)55-0188

伊藤 純子(看護師)

電話番号 (0166)48-9214

### (2)行政機関その他苦情受付機関

旭川市役所介護高齢課

所在地 旭川市6条通9丁目46番地

電話番号 (0166)25-6485

FAX (0166)29-6404

国民健康保険団体連合会

所在地 札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館

電話番号 (011)231-5161

FAX (011)233-2178

北海道福祉サービス運営  
適正化委員会

所在地 札幌市中央区北2条西7丁目  
かでの2・7  
北海道社会福祉協議会内

電話番号 (011)204-6310

FAX (011)204-6311

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター緑苑 生活相談員 氏名 高桜 理抄 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

---

利用者氏名 ㊞

---

署名代行者 ㊞

---

(続柄: )

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1.事業所の概要

- (1)建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2)建物の延べ床面積 491.70㎡
- (3)事業所の周辺環境 当センターは、旭川市の東旭川地区に位置し、雄大な大雪山連峰を一望できる豊かな田園地帯に囲まれた最良の環境の中で、四季の移り変わりを目の前で楽しめる場所にあり、センター周辺は旭山動物園や旭川に旧市街地として屯田兵によって開拓された足跡をたどれる兵村記念館があり、歴史を感じさせる町並みとなっています。
- 施設内は、太陽の日差しが天窓から差し込みセンター内は明るく、中庭にて散歩や菜園を楽しむ事もできます。
- 市内中心部から車で20分と交通の便も良く、医療機関との連携も円滑に対応できます。

(交通機関) JR/石北線(東旭川駅より900m)  
バス/あさでん 40番・41番にて東旭川北1条7丁目  
停留所にて下車

### 2.職員員の配置状況

#### <配置職員の職種>

介護職員……ご契約者の日常生活上の介護・介助を行い並びに助言を行います。  
20名の利用者に対し3名の介護職員を配置しています。

生活相談員……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員……主にご契約者の健康管理や療養上の世話をを行い、健康保持のための相談・助言を行います。  
1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・ご契約者の機能訓練を担当します。  
1名の機能訓練指導員(看護職員兼務)を配置しています。